



各 位

平成21年5月11日

会 社 名 株式会社メガチップス  
 代 表 者 名 代表取締役社長 鶴飼幸弘  
 (コード番号 6875 東証第一部)  
 問い合わせ先 取締役・副社長  
 管理本部長 松岡茂樹  
 (TEL 06-6399-2884)

### 定款変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成21年6月24日開催予定の第19期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株式振替制度（株券の電子化）の実施に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」と言います。）の施行に伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

##### (2) 取締役の員数の変更

さらなる事業の拡大を目指し、事業推進体制の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を図るため、現行定款第20条に定める取締役の員数を7名以内から8名以内へ変更をお願いするものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第8条 <u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第7条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>第21条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株主の権利制限) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>第20条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> 第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年6月24日

定款変更の効力発生日 平成21年6月24日

以上